

第15回鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日時：令和2年4月10日（水） 16時30分

場所：災害対策本部室（本庁舎3階）

1 開会

2 本部長あいさつ

4 協議事項

- （1）鳥取市主催のイベント等の開催に関する基本的な考え方について
- （2）小中学校等における緊急事態宣言発令後の対応について
- （3）保育園等における緊急事態宣言発令後の対応について
- （4）社会福祉施設等における緊急事態宣言発令後の対応について
- （5）各部局の対応状況について

5 その他

6 閉会

新型コロナウイルス感染症に係る相談、検査の状況について

2020. 4. 10
鳥取市保健所

1 相談件数

(1) 相談者別

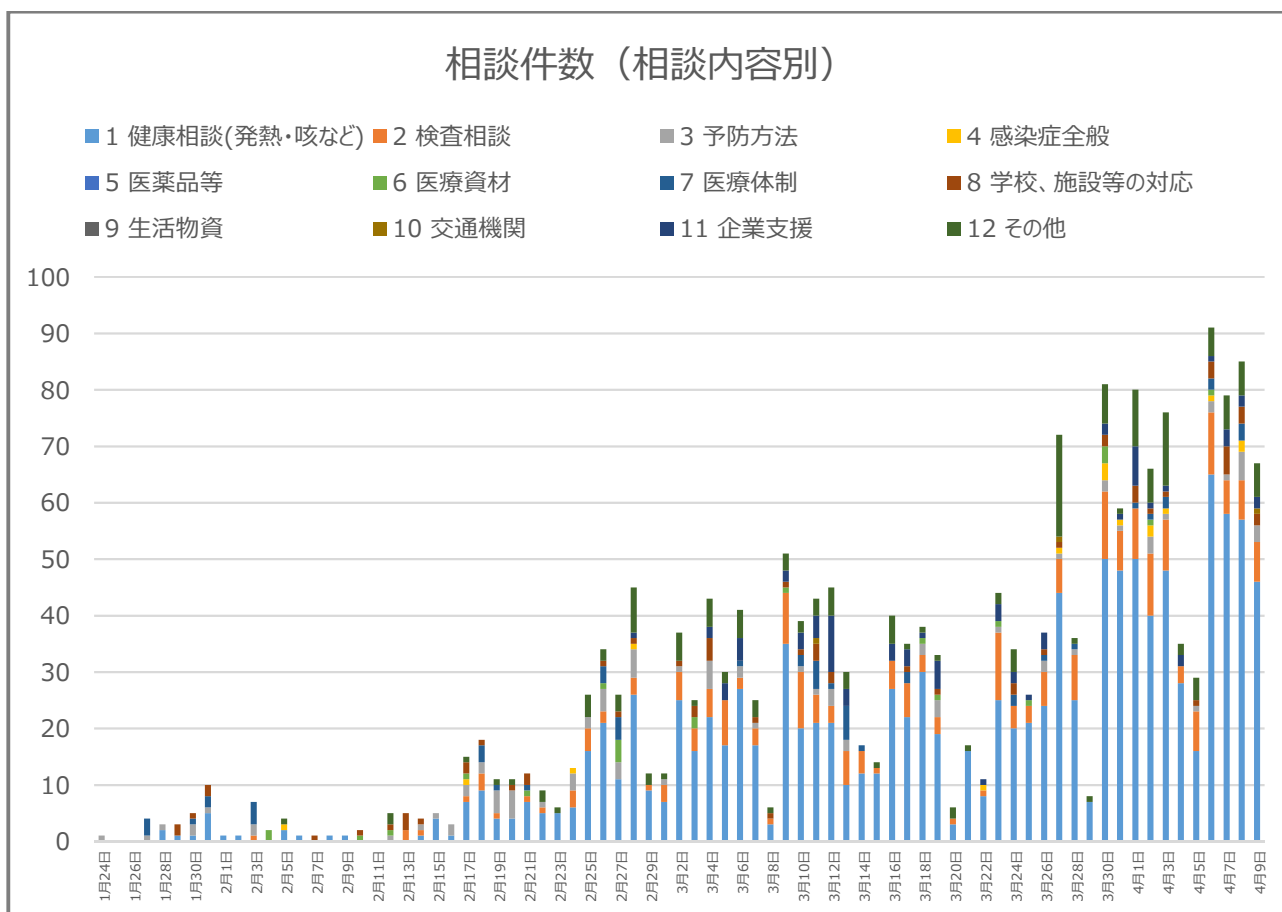
相 談 者	延件数 (件)
住 民	1, 476
医 療 機 関	225
そ の 他	255
合 計	1, 956

(参考:中部 542 件、西部 1, 540 件)

(2) 相談内容別

相談内容	延件数 (件)
健康相談※	1, 214
検査相談	240
予防方法	90
学校施設の対応	64
その他	348
合 計	1, 956

※健康相談:「県外に行ったあと熱が出た」、
「熱・咳が4日以上続く」など。



2 検査件数

	東部	中部	西部	合計
件数 (件)	119	42	116	277

(全て陰性)

(※相談、検査件数とも、令和2年4月9日までの件数)

令和 2 年 4 月 1 0 日

鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部

鳥取市主催のイベント等の開催に関する基本的な考え方について

新型コロナウイルス感染症対策に伴った 4 月 7 日の「緊急事態宣言」の発令を踏まえ、本市主催のイベント等について、原則として中止又は延期とする。

1. 基本的な考え方

この時期に実施する必要がある、変更不可能な場合については個別に可否を整理するものとし、開催する場合には、次の「イベント等を実施する場合の必要な対策」を十分に講じ、3つの条件「換気の悪い密閉空間」「人が密集する場所」「近距離での会話や発声が行われる密接場面」が同時に重なる場を徹底的に回避する対策を講じるものとし、それが実施できないと判断される場合には、中止又は延期とする。

・市以外の主催団体におかれても、本市の基本的な考え方を参考にさせていただくよう要請を行う。

2. イベント等を実施する場合の必要な対策

- 発熱等の症状がある人には参加を控えるよう要請
- 咳エチケットの徹底や頻繁な手洗いなどの周知
- アルコール消毒液の会場や会場内の複数個所に設置
- 定期的な換気
- 参加者等の接触、対面での会話の機会を減らすなど開催内容の変更
など

3. 適用期間

この考え方は 4 月 1 0 日（金）から適用し緊急事態宣言が発令されている間とする。

<ホームページ掲載文>

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言発令を踏まえた県外からの 小・中・義務教育学校への転入について

令和2年4月7日の緊急事態宣言発令を踏まえ、緊急事態宣言対象地域（都道府県独自で緊急事態宣言を出している地域も含む）から転入してくる児童生徒の対応について、本市の対応は次のとおりとします。

○令和2年4月8日以降に、当該都道府県に居住していた児童生徒が本市に転入する場合は、当該都道府県に居住していた日の翌日から起算して14日間の自宅での待機をお願いし、健康状態を確認するなど感染拡大防止の措置を講じた上で、住所地学校区の学校に登校することとする。

○それ以外の地域から転入してくる場合は、次の状況がないことを確認の上で、住所地学校区の学校に登校することとする。

- ・ 咳や発熱等の症状がない。
- ・ 家族に感染者との濃厚接触者がいない。
- ・ 来鳥（帰鳥）までに緊急事態宣言が出された都道府県に滞在していない。

※県外から鳥取市の学校へ転入される方は、事前に学校教育課までお越しください。

※上記の対応は現段階のものであり、今後の状況により変わる可能性があります。

令和2年4月9日

各施設長 様

鳥取市健康こども部
こども家庭課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言発令を踏まえた利用調整について（通知）

令和2年4月7日の緊急事態宣言発令（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県が対象地域）等を踏まえ、緊急事態宣言対象地域から転入してくる児童の対応について、本市の対応方針を下記の通りとします。

なお、今後も感染症対策の徹底をお願いします。

併せて、保護者の皆様への協力依頼も別紙のとおり周知いただくとともに、園児の健康状況の把握等を徹底いただき、感染防止に向けた指導や取り組みの実施をお願いします。

また、下記の留意点についても配慮いただくよう重ねてお願いします。

記

・緊急事態宣言が出された日の翌日以降に、当該都道府県に居住していた児童が本市に転入（住民票を異動しない場合も含む。）して保育施設を利用する場合は、やむをえない場合を除いて、当該都道府県に居住していた日の翌日から起算して14日間の自宅での健康観察を確認するなど感染拡大防止の措置を講じたうえで利用調整を行う。

・一時預かり事業、休日保育事業、病児・病後児保育事業及び子育て支援センター事業も同様

〔留意点〕

子ども等に対し、現在の知見の下での新型コロナウイルスに関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うなどを通じ、新型コロナウイルスを理由とした偏見が生じないようにするなど、子どもの人権に十分配慮すること。

*上記の対応は現段階のものであり、今後の状況により変わる可能性もあります。

担当	鳥取市こども家庭課
指導係	重本・西川
	0857-30-8237
保育係	新井野
	0857-30-8238

令和2年4月 日

保護者様

鳥取市健康こども部
こども家庭課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る感染予防について（お願い）

皆様には、園での新型コロナウイルスに係る様々な対応にご協力いただきありがとうございます。

4月7日には緊急事態宣言（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県が対象地域）が発令されました。本県ではまだ感染者の報告はありませんが、全国的にみると感染が一層拡大しており、予断を許さない状況が続いております。

そのような中、今後も感染予防について、下記の通りご協力をお願いします。

記

- 1 登園前の園児の体調確認をお願いします。毎朝自宅で検温し、発熱等風邪症状や体調不良の場合は登園をお控えください。（37.5度以上の発熱や呼吸器症状が認められる場合には、利用をお断りしています。）
- 2 37.5度以上の発熱や風邪症状が4日以上続くなど新型コロナウイルス感染が疑われる場合には、発熱・帰国者・接触者相談センターに相談し、その指示に従ってください。
- 3 保育室等の換気（窓開放）に伴う肌寒さに備えた服装やマスクの着用を推奨します。
- 4 帰宅時、食事前などのこまめな手洗いををお願いします。
- 5 人が集まる場所への外出をできるだけ控えてください。

担当：こども家庭課指導係
電話：0857-30-8237

令和2年4月9日

各事業管理者 様

鳥取市福祉部長寿社会課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言発令を踏まえた
介護保険サービスの提供等について（通知）

令和2年4月7日の緊急事態宣言発令（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県が対象地域）を踏まえ、緊急事態宣言対象地域から転入してくる高齢者の対応について、本市の方針を次のとおりとします。

緊急事態宣言が出された日の翌日以降に、当該都道府県に居住していた高齢者が本市に転入して介護保険サービスを利用する場合は、やむを得ない場合を除き当該都道府県に居住していた日の翌日から起算して14日間の自宅等での健康観察を確認するなど、感染拡大防止の措置を講じたうえで利用していただくこととする。（入所施設、居住系・通所系・訪問系サービス、短期入所等）

介護保険サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続するうえで欠かせないものであり、十分な感染防止対策を講じたうえで可能な限り事業継続に努めていただきますようお願いいたします。

なお、やむを得ず事業を休止する場合等は、本市に次に掲げる事項をメール又はファクシミリで連絡くださいますようお願いいたします。

- ① 事業所名及び所在地
- ② 休止するサービスの種別
- ③ 休止する期間（見込み）

【連絡先】

鳥取市福祉部長寿社会課
介護保険係 廣岡

Tel : (0857)30-8212

Fax : (0857)20-3906

Email : choju@city.tottori.lg.jp

①対策本部

総務部の対応

<対応状況等>

項目	対策内容
職員の管理に関すること	【職員課】 4/10 職員の公務出張の制限等について通知 保健所職員体制強化のため、職員増員を近日中 に行うことで調整中 事務職1名、保健師・看護師（短時間）3名

＜対応状況等＞

項目	対策内容
緊急事態宣言を踏まえた介護保険・障害福祉サービス事業所への通知	緊急事態宣言の発令を踏まえ、対象地域（1都1府5県）から転入してくる高齢者・障がい者に対するサービスの提供について、市の方針を決定し、事業所へ通知（4月9日） 【通知先】 ●介護保険 市内542事業所 ●障害福祉 市内125法人 ※市ホームページにも掲載し、周知を徹底。 【方針の内容】 緊急事態宣言が出された日の翌日以降に、当該都道府県に居住していた高齢者（障がい者等）が本市に転入して介護保険（障害福祉）サービスを利用する場合は、やむを得ない場合を除き<u>当該都道府県に居住していた日の翌日から起算して14日間の自宅等での健康観察を確認</u>するなど、感染拡大防止の措置を講じたうえで利用していただくこととする。

＜対応状況等＞

項目	対策内容
緊急事態宣言を踏まえた 転入児童の対応について 保育施設等及び保護者へ の通知	【子ども家庭課】 緊急事態宣言の発令を踏まえ、対象地域（1都1府5県）から転入してくる児童の保育施設の利用調整について、市の方針を決定し、保育施設等及び保護者へ通知（4月9日） 【通知先】 ●保育施設等 市内98施設 ●各施設を通じて保護者へ通知 ※市ホームページにも掲載し、周知を徹底。 【方針の内容】 緊急事態宣言が出された日の翌日以降に、当該都道府県に居住していた児童が本市に転入して保育施設を利用する場合は、やむを得ない場合を除き<u>当該都道府県に居住していた日の翌日から起算して14日間の自宅等での健康観察を確認</u>するなど、感染拡大防止の措置を講じたうえで利用調整を行うこととする。 一時預かり事業、休日保育事業、病児・病後児保育事業及び子育て支援センター事業も同様

項目	対策内容
◆第14回対策本部会議以降の追加対応、変更事項及び緊急事態宣言を受けての対応事項	【健康・子育て推進課】 鳥取市民健康づくり地区推進員連絡協議会の理事会の開催を見送るとともに、健康・子育て推進課長と鳥取市民健康づくり地区推進員連絡協議会会長との連名で、各地区の健康づくり推進員協議会に対して、総会の開催方法の見直しを求める通知を発出した。
	県外からの転入者に対する乳幼児健診等の日程案内を、直近のものではなく、転入2週間経過以降のものにするよう、福祉総合窓口、各支所市民福祉課に依頼した。
	【こども家庭相談センター】 令和2年4月8日に到達した「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」を関係施設（児童養護施設）に送付し、各種事業における感染防止に向けた対応について注意喚起を行った。

①対策本部

農林水産部の対応

<対応状況等>

項目	対策内容
○農林漁業者への支援	○肉用牛肥育農家支援【鳥取県】 和牛を中心に枝肉価格の下落を受け、既存の交付金制度（牛マルキン）で補填されない部分を県が補填するなどの方針を表明 ※牛マルキン：標準生産費＞標準販売価格の場合、差額の90%を補填する制度 ○担い手農家の営農継続支援 認定農業者などの担い手農家が感染等により営農の継続が困難となった場合の、営農継続を支援する制度の創設を県・市で協議中（早急に取りまとめる予定）
○業務継続計画の策定	○農林水産部の「新型コロナウイルス感染症対応業務継続計画」を策定し、職員に周知

<対応状況等>

項目	対策内容
◆第14回対策本部会議以降の追加対応、変更事項	下水道部庁舎の消毒実施要領作成済

新型コロナウイルス感染症に係る下水道庁舎消毒実施要領

令和2年4月 日

下水道庁舎には、市職員が勤務しているだけでなく、下水道の包括的民間委託受託者である公益財団法人鳥取市環境事業公社職員（以下「公社」という。）が勤務するとともに多数の来庁者があり、庁舎に勤務する職員に新型コロナウイルス感染者が確認された場合は、接触感染による感染拡大を招く恐れがあり、拡大を防止するため、庁舎の消毒を実施しなければならない。

消毒作業中は、来庁を断るなど、市民の皆様には、大変ご不便をおかけすることになるが、行政機能等の維持と下水道庁舎を由来とする感染拡大を防止するため、ご理解をお願いしなければならない。

消毒作業の実施にあたっては、業務への影響時間を最小にするとともに、確実な消毒効果を得るため、基本的な消毒の実施要領をまとめたものである。

1 総合調整

消毒作業の総合調整は下水道部長の所管とし、下水道企画課長が主管する。

(1) 連絡体制の確立

- ① 下水道企画課長は、危機管理部への報告とともに、情報の集約、関係部署や公社等との連絡調整を集中的に行う。
- ② 関係部署の長は、事態に関する情報を下水道企画課長に報告する。

2 消毒実施区域の設定

- (1) 下水道建設課長は、保健医療課長及び感染職員の所属課長等と協議して消毒が必要な区域を特定する。
- (2) 下水道建設課長は、消毒作業実施のために、来庁者及び庁舎に勤務する職員等の立入制限をする区域及び制限予定時間を決定する。
- (3) 消毒実施区域の設定は大きく4区画に分けて設定する。
 - ① 1階フロア（執務室、トイレ等）
 - ② 2階フロア（執務室、台帳室、電算室、トイレ等）
 - ③ 3階フロア（公社執務室、中央監視室、トイレ等）
 - ④ 3階会議室、（中央・東側）階段及びエレベータ
- (4) 職員等の動線の確保、消毒作業中の職員の待機場所等とするため、次の区画を優先的に消毒する。
 - ① 庁舎中央の階段等
 - ② 3階フロア及び大会議室
- (5) 各階の責任者は次のとおりとし、副責任者は、責任者が指定する。

- | | |
|-----------------------|------------|
| ① 1階フロア（執務室等） | 下水道経営課長 |
| ② 2階フロア（執務室等） | 下水道管理室長 |
| ③ 3階フロア（公社執務室、中央監視室等） | 公社施設部業務調整官 |
| ④ 3階会議室、階段及びエレベータ | 下水道建設課長 |

3 消毒作業中の立入制限等

各部署の長は、次の段階に分けて、来庁者及び職員の立入制限等について決定する。

- ① 庁舎の消毒着手まで
- ② 庁舎の消毒着手から各範囲の消毒開始まで
- ③ 各範囲の消毒開始から消毒終了まで
- ④ 各範囲の消毒終了から庁舎の消毒完了まで
- ⑤ 庁舎の消毒完了以降

4 消毒の実施

- (1) 環境消毒は、次亜塩素酸ナトリウム（0.05%濃度）により、不特定多数が触れる部分など接触感染が発生するおそれがある場所を清拭消毒で行う。
- (2) 消毒作業にあたっては、窓を開け、十分な換気を確保する。
- (3) 下水道建設課長は、ロープ、表示板等で立入制限区域を明示する。また、立入制限区域の近辺、経路等には、必要と認める場所に職員を配置するなど、来庁者等が立ち入らないように必要な措置を実施する。
- (4) 消毒区域には、作業完了まで消毒作業の職員以外は立ち入らない。
- (5) 消毒作業が終了すれば、職員は職場に戻ることができる。

5 消毒作業中の職員の行動

各部署の長は、所属職員を次に区分し、行動を指示する。

- | | |
|------------|-----------------|
| ① 濃厚接触職員 | 自宅待機 |
| ② 消毒作業従事職員 | 消毒作業の準備、実施、後片付け |
| ③ 業務継続職員 | 3階大会議室で待機・電話対応等 |

6 情報提供

- (1) 下水道企画課長は、事態及び対応状況等について、広報室等に資料提供を行う。
- (2) 広報室長は、提供された資料等により、記者会見、市制記者室への資料提供、市公式ウェブサイトへの掲載等により迅速かつ積極的に情報提供を行う。
- (3) 市民総合相談課長は、コールセンターとの連携を密にし、電話による問い合わせに対応する。
- (4) 各部署の長は、関係機関等への情報提供を行う。
- (5) 情報提供する内容
 - ① 閉鎖する課、閉鎖期間（再開予定時刻）
 - ② 代替方法等の案内
 - ・代替場所（総合支所の窓口など）

- ・代替方法（電子申請、郵送など）
- ・その他期限延長などの特例措置

③ 消毒作業の完了

7 その他

(1) 庁舎以外の処理施設

包括的民間委託受託者は消毒の必要があると判断した処理施設について、速やかに消毒作業を行い、その状況について下水道管理室長に報告を行う。

(2) 事前準備

- ① 各所属長は、普段以上に職員の健康状態の把握に努める。
- ② 下水道企画課は、消毒作業を実施するための資機材を確保する。

(3) 事後措置

- ① 各所属長は、一層の職員の健康状態の把握に努める。
- ② 各所属長は、カウンター、テーブル、会議用テーブル等の職場内で接触感染のおそれが高い部分を、定期的に消毒作業を実施する。

<現在の対応状況等>

項目	対策内容
◆緊急事態宣言発令を受けての対応事項	<県外からの転入生について> 緊急事態宣言が出された日の翌日(4月8日)以降に、当該都道府県在住の児童・生徒が本市へ転入した場合、市教委から保護者に対し児童・生徒の14日間の自宅待機をお願いします。 その場合、学習プリントの配布やICTの活用など、自宅での学習機会を確保する。

<対応状況等>

項目	対策内容
◆第14回対策本部会議以降の追加対応、変更事項	国府町総合支所の消毒実施要領を作成した。

<これまでの対応状況等>

項目	対策内容
◆第14回対策本部会議以降の追加対応、変更事項	・支所庁舎の消毒実施要領について、4月9日に作成した。併せて、支所内所属長会（南工事事務所、水道事務所含む）を開催し、要領の周知徹底を図った。 ・窓口閉鎖時の南ブロック内の応援体制について相互調整を行った。

<対応状況等>

項目	対策内容
◆第14回対策本部会議以降の追加対応、変更事項	・総合支所の消毒等実施要領を作成し、4月9日職員に周知済 ・窓口閉鎖時の南ブロック内応援体制について調整済 ・8月開催予定であった広域集客イベント「ふれあいフェスティバル」について、実行委員会で中止の決定

＜対応状況等＞

項目	対策内容
◆第14回対策本部会議以降の追加対応、変更事項	・4月9日より「佐治町総合支所における職場での感染防止対策」による対応を実施中、また「佐治町総合支所の消毒実施要領」を作成した。 ・窓口閉鎖時の南ブロック内応援体制について調整済み

職場における新型コロナウイルス感染症の 拡大防止対策

佐治町総合支所安全衛生委員会

職員の皆さまにお願い

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、委員会で協議し下記の感染症対策を実施することとなりました。大変忙しいと思いますが、ご協力をお願いします。

《職員一人ひとりに守ってほしいこと》

①感染症にかからない、うつさないために

- ・出勤時や外出先から帰ったとき、食事前などこまめに手洗いや手指消毒をしましょう！
 - ・咳エチケットやマスクをしましょう！
- ※正しい手洗い。咳エチケットは別紙に記載



②健康状況の把握

- ・体温は毎日測るようにしましょう！
- ・発熱や風邪症状があるなど体調が悪いときは無理をせず各課長に相談しましょう！



③家族や大事な人たちを守るために

- ・風邪症状があれば、外出を控えていただき、やむを得ず外出される場合はマスクの着用をするようにしましょう！
- ・流行地に行くなど不要な外出を控えましょう！
- ・「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密閉場所」「間近で会話は発声する密接場所」は避けるようにしましょう！

3つの【密】、絶対に避けて

換気の悪い
密閉空間



むんむん

大勢がいる
密集場所



ぎゅうぎゅう

間近で会話する
密接場面



がやがや

- ・上記のことを家族や大切な人に伝えましょう！

《皆さまへのお知らせ》

①換気について

- ・ウイルスは密室空間を好む特性があるため、換気を実施します。

2～3 時間ごと 10～20 分間

《各課でお願いしたいこと》

①消毒について

- ・1 日 1 回はドアノブやエレベータのスイッチなどよく触る場所は消毒を施します（作業所に依頼済み）。各課の受付カウンターについては各課で毎日の消毒をお願いします。その際はマスク、手袋の着用、換気を行って実施してください。

※消毒方法については杉本か竹内に聞いてください。

※新着にもあり

《職場の環境として》

①マスクについて

- ・地域振興課が、マスクの購入を予定しているところです。職員は、それを使い住民対応をしてください。しばらくは、各自購入したマスクを使用してください。また住民にも来庁される際できるだけマスクをするようお声かけおねがいします。

②手指消毒について

- ・支所の表と裏の入り口に手指消毒を設置します。住民にも積極的に使うよう声かけをしてください。

③手洗い石けんについて

- ・各トイレと湯沸室に石けんを設置しています。手洗いの仕方も貼ってありますので、こまめに正しい手洗いをしましょう！

④体温計について

- ・保健師の隣の机に置いてあるのでご自由に使用してください。使ったあとはアルコール消毒をお願いします。

※不足などあれば地域振興課竹内まで声をかけてください。

していますか？

手洗いと咳エチケット

インフルエンザやノロウイルスなど感染症の種類は様々でも、基本的な予防対策は同じです。予防をして元気に過ごしましょう！

※基本的な感染症の予防対策は新型コロナウイルス関連にも有効です

手はいろんなものを触ったり、咳やくしゃみのしぶきをおさえたりします。気が付かないうちにウイルスがついてしまうかもしれません。ウイルス（新型コロナウイルスを含む）は、手から口や鼻に移動して身体の中に侵入してくるので、正しい手洗いで感染症にかからないよう、日頃から咳エチケットで他人にうつさないように努めましょう。

手洗いの手順 ウイルスをしっかり洗い流しましょう！			
1. 手を水でぬらす 	2. せっけんを泡立てる 	3. 手のひらを洗う 	4. 手の甲を洗う 
5. 手の間を洗う 	6. 親指と手のひらをねじりよくこする 	7. 指先、爪の間を洗う 	8. 手首を洗う 

免疫力を高めよう！

免疫力が弱っていると感染しやすくなります。また感染したときに症状が重くなってしまうおそれがあります。

十分な睡眠とバランスのよい食事をこころがけ、免疫力を高めましょう！

みんなで守ろう！咳エチケット

咳・くしゃみがあるときは

- ◎マスクをする
- ◎口と鼻をティッシュで覆う
- ◎周りの人から顔をそむける



佐治町総合支所の消毒等実施要領（令和2年4月9日）

佐治町総合支所長

新型コロナウイルスの職員発生者等に係る職場対応の一環として、令和2年4月2日付、総務部総務課より「本庁舎の消毒実施要領」が示された。

これに基づき、総合支所の基本的な消毒等の実施要領をまとめたものである。

【前提条件】

以下の状況が発生した場合、総合支所内の消毒等を実施する。

- 職員が新型コロナウイルスに感染した場合及び家族の感染が判明し、職員が濃厚接触者となった場合
- 感染者が手続等のために総合支所に来庁したことが判明した場合

1 総合調整等

消毒作業等対応についての総合調整は、地域振興課の所管とする。

（１）方針等の決定

①総合調整の方針は、支所長、各課長及び地域振興課課長補佐で構成される庁内管理職会で決定する。

ただし、緊急の場合は、支所長の判断とする。

②方針等について、市民生活部地域振興課に報告するとともに、指示を仰ぐ。

③各課長は、庁内管理職会で決定及び確認された事項等を課員に周知するとともに行動を指示する。

（２）連絡体制

①地域振興課は、情報の集約、庁内各課との連絡調整を行う。

②各課長は、コロナ関連情報を地域振興課に報告する。

③地域振興課は、必要な情報を庁内で回覧等を活用し共有する。

※情報提供

支所長は、事態及び対応に関する状況について、危機管理課・地域振興課・広報室ほか本庁関係課へ連絡するとともに、迅速かつ積極的に情報提供を行う。

2 職員対応

（１）健康状態の確認

各課長は、作業するにあたり次のことを確認する。

確認内容は、地域振興課へ報告する。

- ①発熱、咳等健康状態に問題はないか
- ②家族の健康状態どうか など

（２）行動区分

地域振興課の指示により、各課長は次の区分に職員を振り分ける。

※人数調整が必要な場合は、地域振興課で行う。

- ① 感染者(疑)及び濃厚接触者 自宅待機

- | | |
|-----------|---------------------|
| ② 消毒作業従事者 | 消毒作業の準備、実施、後片付け |
| ③ 業務継続職員 | 各課 1 名以上自席で電話等対応する。 |

3 消毒の実施

※消毒実施区域の設定

地域振興課長は、保健医療課長及び感染職員の所属長等と協議して消毒が必要な区域を特定する。

(1) 各課の役割

- | | |
|--------|---|
| ①地域振興課 | 消毒告知看板の設置、作業の進捗管理、担当エリアの消毒
プレス対応(支所長含む管理職) |
| ②産業建設課 | 換気の管理、担当エリアの消毒 |
| ③市民福祉課 | 来客対応、消毒の準備及び指導、担当エリアの消毒
相談窓口対応 |

(2) 実施フロー

環境消毒は、次亜塩素酸ナトリウム(0.05%)により、不特定多数がふれる部分など接触感染が発生する恐れがある場所を清拭消毒で行う。

- ①窓を開け、十分な換気を確保する。

↓

- ②玄関に作業内容看板を設置する。

※総合支所は、玄関から受付まで空間が限られているため、消毒が終了するまで、支所閉鎖とする。

↓

- ③時間帯によっては、職員を配置して説明を行う。

※来客に対し、状況を説明し、終了予定時間を告知し、改めて来庁を促すか、最寄りの手続き場所を紹介する等の対応を行う。

※事前に終了予定時間の検討をしておく必要がある。

↓

- ④ブロック分けをして効率よく消毒作業を実施する。

※地域振興課は、実施個所や課ごとの担当割りなど事前に決定しておく。

↓

- ⑤終了後、換気の状態を確認し、業務開始する。

※地域振興課は現場を確認し、支所長了解後に業務開始を支持する。

※ 実施個所及び課ごとの担当割り

- | | |
|-----------------------|-------|
| ① 正面玄関、受付窓口エリア・・・ | 市民福祉課 |
| ② 支所駐車場側入り口エリア・・・ | 地域振興課 |
| ③ 事務室・・・・・・・・・・・・・ | 庁内各課 |
| ④ 2階会議室エリア・・・・・・・・・・ | 産業建設課 |
| ⑤ 2階備蓄倉庫エリア・・・・・・・・・・ | 地域振興課 |

(3) 消毒の準備

次の物品を準備及び調達する。

※物品の調達については財産経営課に相談する。

①次亜塩素酸ナトリウム(0.05%)

②噴霧容器(6個程度)

③ゴム手袋

④ペーパータオル

⑤マスク

⑥ごみ袋等

(4) 注意事項

①拭き取り方について、一面は一回限り、面を変えて拭きます。(何度も拭くと拵がってしまいます。)

②拭き取り後、錆びたりする場所は、消毒後、乾燥してから水拭きします。

③防護具は最低限のマスク、手袋ですが、マスクは口を覆っている面を触らないように廃棄し、手袋は作業した面を触らないよう、手首のところから裏返して廃棄してください。

④各自が手元に持っている小袋に拭き取り後のペーパータオルを廃棄し個装します。その後、大きな袋へ入れますが、大きな袋は汚染されていない床に置いておくことが望ましいです。袋の口は外向きに巻くように口を開けて置き、最後に閉じる時に感染拡大しないよう気を付けて閉じます。

⑤防護具も外して大きなゴミ袋に一括して入れます。(大きなゴミ袋の配置は複数個所でもよいです。)

※必ず保健所職員の指示に従ってください。

4 留意事項

(1) 職員はマスクを着用し、手洗い及び消毒をこまめに行う。

(2) 対応状況の対策本部等へのこまめな報告を行う。

(3) カウンターなど接触感染の恐れのあるところはこまめに消毒する。

別添「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策」に詳細記載

※ 教育委員会佐治町分室が管理するコミュニティセンターも、この消毒等実施要領に準じて実施する。

<対応状況等>

項目	対策内容
◆第15回対策本部会議以降の追加対応、変更事項及び緊急事態宣言を受けての対応事項	・支所庁舎消毒実施要領を作成済み 今後、シミュレーションを実施予定